

今後の協議会の進め方（案）

1. 今後の協議会の運営にあたっては、以下のとおり進めていくこととする。
 - ① 協議会は、事業の進捗等を確認するために、毎年度 1 回は開催する。
 - ② 実務的・専門的な内容に関する議論を行う場合等においては、協議会の円滑な進行を図るため、実務者会議等を設置の上議論できることとし、その内容は協議会へ報告する。
2. 次回の協議会は、漁業影響調査や共生策の調整状況等について報告するとともに、協議会意見とりまとめの留意事項に照らした取組内容のうち、関係者間で協議・調整を行う事項について、選定事業者等から報告いただく。